非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款等の改正のお知らせ

当組合においては、非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款 等の改正を令和7年12月2日に予定しています。

改正内容の詳細につきましては、以下の新旧対照表をご参照ください。

1 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

改正後

第2条(非課税口座開設届出書等の提出)

(省略)

第1項~第3項 (省略)

第1条

4 前四項の際、お客様には住民票の写し、各種健康保険の資格確認書、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。)(お客様が租税特別措置法施行令(以下、「施行令」といいます。)第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

第5項~第11項 (省略)

第2条の2~第14条 (省略)

第15条 (届出事項の変更)

「非課税口座開設届出書」の提出後に、当組合に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書(施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。)により当組合に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、お客様は「個人番号カード」等および住民票の写し、各種健康保険の資格確認書、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。

第2項~第4項 (省略)

第 16 条~第 17 条 (省略)

第1条 (同左)

第2条(非課税口座開設届出書等の提出)

第1項~第3項 (同左)

4 前四項の際、お客様には住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。)(お客様が租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

第5項~第11項 (同左)

第2条の2~第14条 (同左)

第15条 (届出事項の変更)

「非課税口座開設届出書」の提出後に、当組合に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書(施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。)により当組合に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、お客様は「個人番号カード」等および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。

第2項~第4項 (同左)

第 16 条~第 17 条 (同左)

2 JAバンク投信ネットサービス利用規定

第1条~第26条 (省略)

第27条(免責事項)

当組合は、次の場合に生じた損害について は、その責めを負いません。

- ① 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により投資信託の買付け、解約の注文の執行、金銭および受益証券の授受または受益権の振替の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた場合。
- ② 前記①の事由により解約代金等の指定貯金口座への入金が遅延したことにより生じた場合。
- ③ 当組合または J A バンクのシステムの運営 体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に 障害が生じた場合。
- ④ 当組合以外の金融機関等の責めに帰すべき 事由があった場合。
- <u>⑤</u> お客様が本サービスの正規の操作手順を<u>経</u> ずに所定の手続きを行った場合。
- 当組合が定める以外の通信機器または回線等を使用し、お客様が本サービスをご利用された場合。
- ⑦ やむを得ない事由による本サービスの提供 の中止もしくは中断、または内容等の変更を 行った場合。

第 28 条~第 29 条 (省略)

第 1 条~第 26 条 (同左)

第27条(免責事項)

当組合は、次の場合に生じた損害について は、その責めを負いません。

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により投資信託の買付、解約の注文の執行、金銭および受益証券の授受または受益権の振替の手続等が遅延し、または不能となったことにより生じた場合
- (2) 前記①の事由により解約代金等の指定貯金 口座への入金が遅延したことにより生じた場合
- (3) 当組合または J Aバンクのシステムの運営 体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に 障害が生じた場合
- (4) 当組合以外の金融機関等の責めに帰すべき 事由があった場合
- (5) お客様が本サービスの正規の操作手順を<mark>経</mark>て、所定の手続を行った場合
- (6) 当組合が定める以外の通信機器または回線 等を使用し、お客様が本サービスをご利用さ れた場合
- (7) やむを得ない事由による本サービスの提供 の中止もしくは中断、または内容等の変更を 行った場合

第 28 条~第 29 条 (同左)

以 上